

令和 6 年度事業計画

(一社) 都市計画コンサルタント協会は、平成 25 年 4 月に一般社団法人へ移行した後の都市計画、まちづくりを取り巻く情勢の変化や都市計画コンサルタントの業務環境の変化などを踏まえて、令和 5 年度以降 10 年間の活動方針として新たな協会ビジョンを策定し、これに基づく当協会の運営を令和 5 年度を初年度として行っている。

この新しい協会ビジョンでは、(一社) 都市計画コンサルタント協会の設立目的を継承した活動を行うこととし、今後の取り組みとして重視する活動として、①「なりたい・続けたい」専門家としての職能プレゼンスの向上と社会貢献、②実務専門家集団としての技術の継承と深化、③主体的・能動的に参加したくなる協会活動への改善、④「働き方」を憧れられる仕事環境の追求、⑤都市計画コンサルタントの業務環境改善の牽引、⑥持続可能な協会活動のための経営改善を挙げている。

初年度の令和 5 年度においては、新しい協会ビジョンの具体化を図るため協会ビジョン推進特別委員会を新たに設置し、新しい協会ビジョンで提案されている事業などを具体化するための検討を継続するとともに、一部について試行的な取り組みなどを行った。

令和 6 年度では、引き続き提案されている事業の具体化を図るとともに、協会ビジョン推進特別委員会での検討を進め、その結果、優先的に行うべき事業についてはその事業の展開を図る。

我が国の都市計画・まちづくりに係る行政においては、国が担ってきた権限を地方へ移譲する地方分権の一環として、地方公共団体、特に市町村に多くの権限が委譲されてきたが、地方公共団体の職員定員の削減などから、地方公共団体の都市計画の専門家の不足などが懸念され、都市計画、まちづくりの実務を引き続き担っていくことができるかといったことが危惧されることとあり、こうしたことへの対応として地方公共団体を都市計画コンサルタントが支援することが求められている。

また、東日本大震災の発災以降も我が国では平成 28 年 4 月に熊本地震、平成 30 年 9 月に北海道胆振東部地震などで大きな被害が発生し、令和 6 年 1 月には能登半島地震により大きな災害が発生している。また、大規模な豪雨の発生が近年増加し、毎年各地に大きな災害が発生している。

都市計画コンサルタントは、地震等により災害を受けた市街地の復興計画や事業計画の策定などに従事し、被災地の復興に大きく貢献してきたところであり、今後とも大規模な災害により被災した市街地が早期に復興できるように業界を挙げて取り組むとともに、(一社) 都市計画コンサルタント協会としても社会的な貢献の観点から、早い段階から被災地の復興に関する取り組みをすることが必要である。

こうした状況から地方公共団体が実施する都市計画、まちづくりを支援することが、我が国の都市計画を進めるうえでも重要であるとの観点から、都市計画や災害発生時の支援として専門家を派遣する事業について検討するとともに、令和 5 年度には試行的に 3 つの団体に対して都市計画上の課題の解決に関して支援するため専門家を派遣したところである。

令和 6 年度においては、専門家派遣事業を本格的に実施に移すとともに、災害時における専門家の派遣についても引き続き検討を進める。

また、市町村の都市計画担当者の育成などの観点から協会が開催している研修会等への参加を促すなどを行う。

(一社) 都市計画コンサルタント協会は、昭和 49 年 5 月に社団法人として設立され、令和 6 年度で設立 50 周年を迎える。

これを記念するとともに都市計画コンサルタント協会が設立された時点から今日までの都市計画コンサルタントの活動などを振り返り、これからの都市計画、都市計画コンサルタントが進む方向あり方について取りまとめ、発信することを目的とし、令和4年度からの検討を踏まえ、都市計画コンサルタント協会設立50周年記念事業として、記念式典を令和6年11月に開催するとともに、関連するイベントやワークショップなどを年度当初から記念式典の開催までの間に開催する。また、これまでの協会の活動、若手職員等からの提案などを内容とする記念誌を発行する。

上記を踏まえ、都市計画コンサルタント業の健全な発展などを図るため、下記の事業を実施する。

※ 事業計画での「都市計画」は、都市計画法にもとづく都市計画や市街地整備事業などだけではなく、都市計画を進めるにあたって関連する様々な分野に関する事業・活動なども対象としたものとしている。

記

I. 都市計画コンサルタント業を営む団体として、仕事と働き手の未来を拓く活動

1. 都市計画コンサルタント業務の業務環境の改善に関する活動

- ① 地方公共団体への都市計画コンサルタント会員企業の業務の受注実績に関する情報発信の検討
- ② **都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）の推進とさらなる活用の検討**
- ③ **発注者である地方公共団体等への勤務環境の改善に関する要請などの活動**
- ④ 都市計画コンサルタント業務の発注状況の把握、実態を踏まえた改善の方向の検討
- ⑤ 認定都市プランナー制度の地方公共団体等への一層の普及活動

2. 都市計画に関する技術の向上などに関する活動

- ① **都市計画に関する Web セミナーを活用した講習会・研修会等の開催**
- ② 都市計画コンサルタント業務等に関する会員企業相互の連携の強化等の検討・促進
- ③ 都市計画実務発表会の開催
- ④ 協会設立50周年事業の実施
- ⑤ **外部の有識者が参加する研究グループの設置と研究・交流活動の推進**
- ⑥ **会員企業の提案による研究活動への支援**

3. 都市計画に関する会員企業への情報提供

- ① **国及び地方公共団体の都市政策・都市計画関連情報、都市計画コンサルタント業務の発注に関する情報**
- ② **新たな技術を活用した都市計画に関する情報**
- ③ **テレワーク等の新たな勤務形態、勤務環境の改善、業界の担い手確保の方策などに関する情報**

II. 都市計画実務の専門家集団として、その社会的な責務に対応する活動

- ① 国、地方公共団体との都市計画に関する施策等についての意見交換・提案
- ② **地方公共団体への専門家派遣など都市計画行政の支援**
- ③ **大規模な災害が発生した場合の地方公共団体への支援方策の検討**
- ④ 今後の大規模災害等への都市計画としての対応方策の検討、事前防災に関する取組の推進
- ⑤ 会員企業の倫理意識の向上の推進
- ⑥ まちづくり月間行事等の都市計画推進事業への協賛等

- ⑦ その他都市計画コンサルタント業の発展に資する事業への協賛等

III. 都市計画コンサルタントが集う場としての最高のサロンの提供に関する活動

- ① 会員企業の技術者等のキャリアを考慮した交流の促進
- ② 都市計画に係る各団体（行政機関、（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、（認定特非）日本都市計画家協会、その他関係団体・専門家等）との連携・協働の推進
- ③ **地方における会員の交流や組織づくりなどの取組への支援**

IV. その他の取組

- ① 新しい協会ビジョンにもとづく協会活動を推進するための協会の組織体制及び事務局の運営に関する検討
- ② 協会活動を始め、各種情報の発信

※ ゴシック・斜体で記述されている取り組みは、新しい協会ビジョンで今後重視するとしている活動に関連するもの